

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表（人材紹介業務）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２－１２ 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ－２－１２－１ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第 98 条第 1 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 保険会社が、<u>従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注 1) これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 3) 有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 4) 保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務についても、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として「その他の付随業務」に含まれる。</p>	<p>Ⅲ 保険監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２－１２ 付随業務の取扱い</p> <p>Ⅲ－２－１２－１ 「その他の付随業務」の取扱い</p> <p>保険会社が法第 98 条第 1 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 保険会社が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、事務受託業務</u>については、取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注 1) これらの業務には、保険会社が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を有価証券関連業を行う金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 2) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 3) 有価証券関連業を行う金融商品取引業者等への投資信託委託会社又は資産運用会社の紹介に係る業務についても「その他の付随業務」に含まれる。</p> <p>(注 4) 保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務についても、当該保険会社が行っている業務に関するものであれば、原則として「その他の付随業務」に含まれる。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表（人材紹介業務）

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注1) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注2) 当該業務に係る商品やサービスの内容、対価等が、法第300条第1項第5号に該当する行為又は規則第234条第1項第1号に該当する行為とならないための態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの役職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ-4-5-2参照）。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>(注5) 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施にあたっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注1) 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。 (注2) 当該業務に係る商品やサービスの内容、対価等が、法第300条第1項第5号に該当する行為又は規則第234条第1項第1号に該当する行為とならないための態勢整備が行われているか。</p> <p>② 提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。</p> <p>③ 付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの役職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ-4-5-2参照）。</p> <p>(2) (略)</p>